

非住宅建築物に係るBELS評価料金

(単位：円：税込金額)

評価手法	適用範囲等	料金
通常の計算法 (標準入力法)	200㎡以下の建築物	132,000
	200㎡を超え、500㎡以下の建築物	165,000
	500㎡を超え、2,000㎡以下の建築物	264,000
	2,000㎡を超え、5,000㎡以下の建築物	352,000
	5,000㎡を超え、10,000㎡以下の建築物	484,000
	10,000㎡を超え、20,000㎡以下の建築物	572,000
	20,000㎡を超える建築物	990,000
モデル建物法 (通常版及び小規模版)	200㎡以下の建築物	66,000
	200㎡を超え、500㎡以下の建築物	88,000
	500㎡を超え、2,000㎡以下の建築物	165,000
	2,000㎡を超え、5,000㎡以下の建築物	220,000
	5,000㎡を超え、10,000㎡以下の建築物	308,000
	10,000㎡を超える建築物	418,000

※1 変更申請料金は、対象となる非住宅建築物の直前の評価を当機関が行っている場合は、1回の変更につき、上表当初料金の2分の1の額とする。

※2 建築物エネルギー消費性能適合性判定において適合判定通知書等を当機関で交付している建築物について、以下(1)～(3)のいずれかの書類を添付してBELS評価の審査を省略する場合の料金は33,000円(税込)とする。

- (1) 「計画書」及び「適合判定通知書」のそれぞれの写し
- (2) 「変更計画書」及び「適合判定通知書」のそれぞれの写し
- (3) 「軽微変更該当証明申請書」及び「軽微変更該当証明書」のそれぞれの写し

住宅建築物に係るBELS評価料金

(単位：円：税込金額)

建て方	審査条件		料金
一戸建ての住宅	単独審査		38,500
	併願審査		13,200
共同住宅等	単独審査	住戸部分の申請に係る戸数 (基本料金+戸当たり料金×評価住戸数)	2～15戸 110,000 + 2,200 × N (評価住戸数)
		16戸以上	143,000 + 2,200 × N (評価住戸数)
	共用部分	2～15戸	88,000
		16戸以上	110,000
	併願審査		55,000

※1 併願申請は、省エネ基準適合判定、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素認定技術的審査等とし、外皮及び一次エネルギー消費量計算に基づくものとする。(共用部分未計算の場合、共用部分の料金を加算する)

※2 変更申請料金は、対象となる住宅建築物の直前の評価を当機関が行っている場合は、1回の変更につき、上表当初料金の2分の1の額とする。

※3 他機関で省エネ基準適合性判定を行っている場合の料金は、一戸建ての住宅を33,000円(税込)、共同住宅等を66,000円(税込)とする。

※4 当機関で建築確認申請をし、省エネ基準適合義務化による基準省令に基づく基準：(仕様基準・誘導仕様基準)により省エネ適合性判定を省略している場合の料金は、単独審査料金から30%減額とする。

その他手続きに係る料金

(単位：円：税込金額)

手続きの種類	料金
評価書の再交付	11,000
シール、プレート、及び電子データの交付	別途見積もり